

宇水第835号
令和8年2月19日

宇和島市水道事業経営審議会
会長 宮本 直明 様

宇和島市上下水道局
宇和島市長 岡原 文彰

適正な水道料金のあり方について（諮問）

宇和島市の水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、水道使用者に安心、安全な水を安定的にお届けするため、これまで水道施設の拡張及び整備事業を推進してきました。

一方で、平成17年8月1日の1市3町合併をはじめ、平成28年4月1日の宇和海簡易水道事業の統合や、令和7年4月1日の津島水道事業団（用水供給事業）の統合により、水道広域化を推進してきた結果、多くの水道施設を抱えることになり、それらが更新時期を迎え莫大な費用が必要となっているほか、災害に備えるための耐震化の推進が喫緊の課題となっているなど、水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増してきております。

本市の水道料金は、必要経費や第7次整備事業で不足する6年分（平成28～令和3年度）の財源を確保するため、平成28年4月1日から各用途の平均約8%の料金改定を行いましたが、それ以降は、窓口業務等の民間委託をはじめ、事務統合などによる職員数削減など、すべての予算を一つずつ見直ししながら、令和7年度までの10年間、水道料金を値上げせずに済むよう経費削減に努め、黒字経営を維持してまいりました。

しかしながら、給水人口（毎年約1,500人）の減少に伴う給水収益の減少により、遅くとも令和9年度には経営赤字となる見通しであることから、今後、継続的な企業努力を行うことは言うまでもありませんが、第8次整備事業をはじめとする様々な事業計画を推進することにより耐震化を向上させ、将来にわたって安定的に水道水を供給していくためには、水道料金のあり方について検討する必要があります。

このような実情を踏まえ、市民生活等への影響に配慮しながらも、必要な財源を確保するため、適正な水道料金はどのようにあるべきかについて、様々な観点からご意見をいただきたく、宇和島市水道事業経営審議会条例（平成21年3月19日条例第13号）第6条第1項の規定により、適正な料金のあり方についてお諮りするものです。